

戊辰 150 周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用規程

(平成 29 年 4 月 17 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、会津若松市（以下「市」という。）が管理する戊辰 150 周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第 2 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）届出書」（第 1 号様式）（以下「届出書」という。）を市に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を省略することができる。

- (1) 市及び会津若松市戊辰 150 周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人が戊辰 150 周年記念事業（以下「記念事業」という。）を PR する目的で使用するとき。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

2 届出を省略できる場合であっても、使用が第 4 条第 1 項各号に該当する場合は、ロゴマークの使用は認めない。

(利用の期間)

第 3 条 ロゴマークの使用は、市長が特に認める場合を除き、平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(利用の範囲)

第 4 条 市は、前条の規定による届出を受けた際、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、届出を受理せず、使用を承認しないことができる。又、既に使用している場合は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 記念事業の趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 実行委員会及び記念事業の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (6) 法令または公序良俗に反する恐れがある場合
- (7) その他、使用させることが不適当と認められる場合

2 前項の規定は、第 6 条の承認及び第 8 条の届出内容の変更並びに申請内容の変更の場合にこれを適用する。

(使用料金)

第 5 条 ロゴマークの使用承認料金等は、無料とする。

(営利行為による使用)

第 6 条 ロゴマークの使用が、営利の発生を伴うものである場合は、第 2 条の規定によらず、ロゴマークを使用しようとする者は、「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）申請書」（第 2 号様式）により、市に申請しなければならない。

2 市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの適切な使用に該当すると判断した場合には、「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）承認通知書」（第 3 号様式）により通知し、使

用を承認するものとする。

- 3 使用の承認を受けた者は、ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 原則として、「©2017Aizuwakamatsu City」又は「©2017 会津若松市」と表記すること。
 - (2) ロゴマークを製品等として使用する場合は、当該製品自体又はそれに付属するものに、使用者名及び連絡先を明記すること。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た又は許可を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 原則として、ロゴマークの色の変更、縦横の比率変更、組み方の変更、新たなデザイン付加などを行わないこと。
- (3) 実行委員会及び記念事業のイメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに市に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもってかえることができるものとする。
- (5) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。

(届出及び申請内容の変更)

第8条 使用者が届出の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ届出書（第1号様式）を市に提出しなければならない。

- 2 第6条の規定により、使用の申請の承認を受けた者が、申請の内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）申請書」（第2号様式）により、市に申請しなければならない。
- 3 市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、ロゴマークの適切な使用に該当すると判断したときは、「ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）承認通知書」（第3号様式）により通知し、使用を承認するものとする。
- 3 変更の届出後及び変更申請の承認後についても、前条の規定は遵守しなければならない。

(使用の中止)

第9条 市は、ロゴマークの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該使用の中止を命ずることができる。

- 2 市は、前項の規定により中止を命じられたものに対し、当該中止に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 市は、届出をせず、又は承認を得ずにロゴマークを使用している者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 使用停止等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。
- 5 前4項の規定は、第2条により届出を省略した場合も同様とする。

(損失補償等の責任)

第10条 市及び実行委員会は、ロゴマークの使用に係る損失補償等、法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月17日から施行する。

(第1号様式)

ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用(変更)届出書

平成 年 月 日

会津若松市長

届出者

住 所

氏 名

印

下記のとおり、戊辰150周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズを使用(変更)したいので届け出ます。

記

| | |
|--------------------------|-----------------------|
| 届出の種類 ※○で囲む | ロゴマーク ・ キャッチフレーズ ・ 両方 |
| 使用の目的 ※町内会のイベントでのPR | |
| 使用の方法等 ※イベントチラシ、ポスター等 | |
| 使用の期間 | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| 備考・その他 | |

(第2号様式)

ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用(変更)申請書

平成 年 月 日

会津若松市長

申請者

住所

氏名

印

下記のとおり、戊辰150周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズを下記のとおり使用(変更)したいので、申請いたします。

記

1 使用対象物件(変更の場合は承認番号併記のこと)

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 使用数量

5 連絡先

担当者

電話番号

FAX番号

メールアドレス

6 添付書類等

(1) 申請者の概要

(2) 企画書(レイアウト、原稿等)

(3) その他参考になるもの(製品見本等)

7 使用販売計画(製品に使用する場合にのみ記入してください。)

| 項目 | 内容 |
|------------|----|
| 製品名 | |
| 材料・種類 | |
| サイズ | |
| 製造場所 | |
| 販売価格(税込価格) | |
| 販売数量 | |
| 販売地域及び箇所 | |

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用（変更）承認通知書

様

会津若松市長

平成 年 月 日付けで申請のあったロゴ及びキャッチフレーズ使用（変更）については、次の条件を付して承認します（承認しません）。

記

1 承認番号

第 号

2 使用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 使用条件

- (1) ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関しては、「戊辰 150 周年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用規程」の内容を遵守すること。
- (2) 製品等の成果物を提出すること。